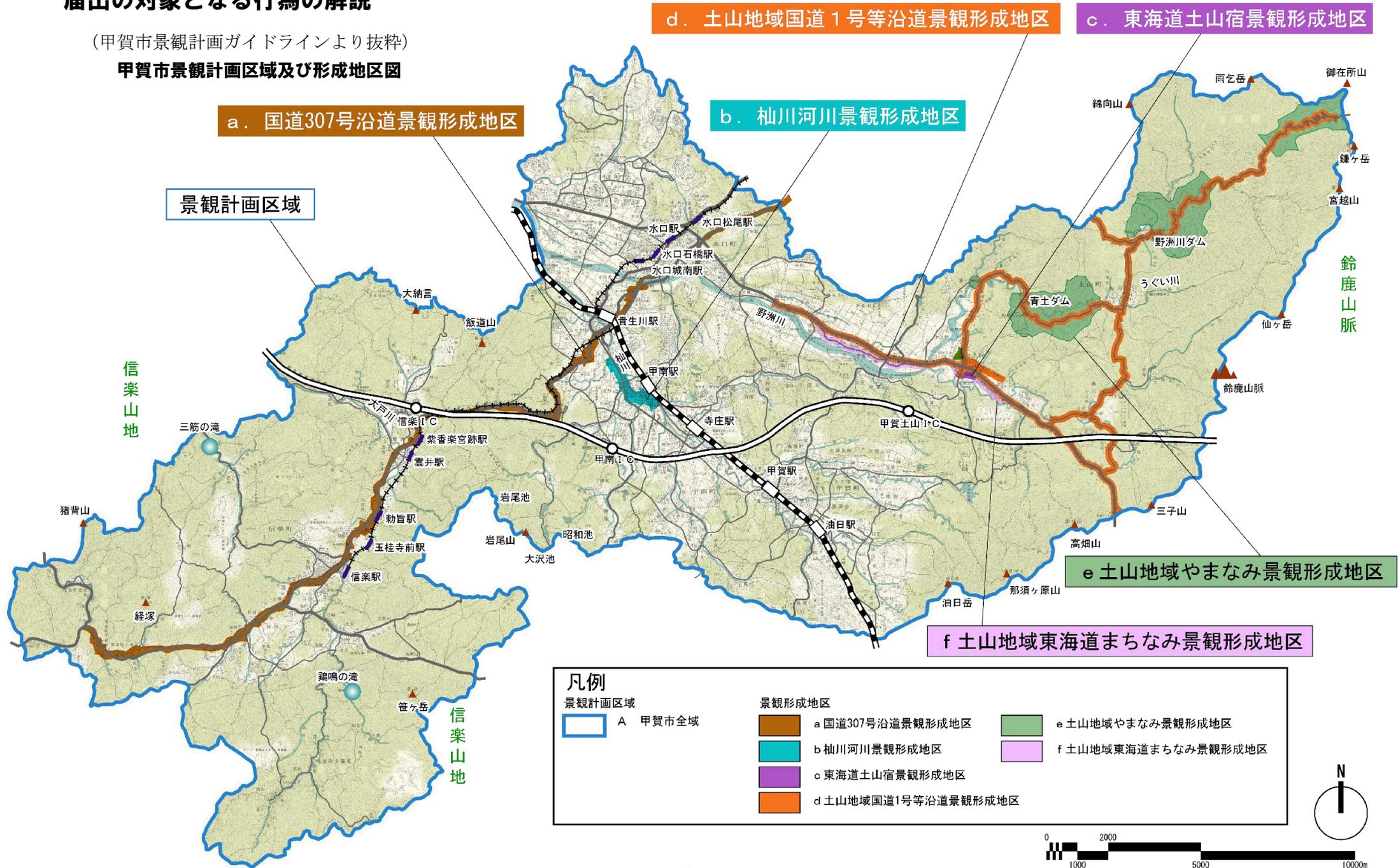


届出の対象となる行為の解説

(甲賀市景観計画ガイドラインより抜粋)

甲賀市景観計画区域及び形成地区図



a. 国道307号沿道景観形成地区

b. 杣川河川景観形成地区

d. 土山地域国道1号等沿道景観形成地区

c. 東海土山宿景観形成地区

景観計画区域

e 土山地域やまなみ景観形成地区

f 土山地域東海道まちなみ景観形成地区

凡例	
景観計画区域	景観形成地区
<ul style="list-style-type: none"> A 甲賀市全域 	<ul style="list-style-type: none"> a 国道307号沿道景観形成地区 b 杣川河川景観形成地区 c 東海土山宿景観形成地区 d 土山地域国道1号等沿道景観形成地区 e 土山地域やまなみ景観形成地区 f 土山地域東海道まちなみ景観形成地区



(3) 届出の必要な行為と基準項目（法第8条第2項第3号関係）

届出の必要な行為と基準項目は以下の通りです。

1) 景観計画区域（景観形成地区以外の区域）

甲賀市全域

大規模建築物等	建築物	新築、増築、改築又は移転	高さが10メートル以上のもの 若しくは3階建以上のもの 床面積が1,000平方メートル以上のもの
		外観を変更することとなる修繕等	行為部分の面積が10平方メートルを超えるもの
	工作物 (規則で定めるもので、下記以外のもの) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）	新築、増築、改築又は移転	高さが10メートル以上のもの
		外観を変更することとなる修繕等	高さが13メートル以上のもの

※大規模建築物等：建築物で高さ10メートル以上若しくは3階建て以上若しくは延床面積1,000平方メートル以上のもの又は工作物で高さ10メートル以上のもののうち規則で定めるものをいう。

2) 景観形成地区

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（県条例）により位置づけられていた地区	a. 国道307号沿道景観形成地区
	b. 杣川河川景観形成地区
甲賀市の風景を守り育てる条例（旧条例）により位置づけられていた地区	c. 東海道上山宿景観形成地区
	d. 土山地域国道1号等沿道景観形成地区
	e. 土山地域やまなみ景観形成地区
	f. 土山地域東海道まちなみ景観形成地区

建築物	新築、増築、改築又は移転	<塀・門以外の建築物> 高さが5メートルを超えるもの 床面積が10平方メートルを超えるもの <塀・門の場合> 高さが1.5メートルを超えるもの 若しくは長さが10メートルを超えるもの
	外観を変更することとなる修繕等	<塀・門以外の建築物> 行為部分の面積が10平方メートルを超えるもの <塀・門の場合> 高さが1.5メートルを超えるもの 若しくは長さが10メートルを超えるもの
工作物 (規則で定めるもので、下記以外のもの)	新築、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕等	高さ5メートルを超えるもの
		高さ1.5メートルを超えるもの 若しくは長さが10メートルを超えるもの
		高さ1.5メートルを超えるもの 若しくは行為部分の築造面積の合計が100平方メートルを超えるもの
垣（生垣を除く。）、柵、塀、門、擁壁 その他これらに類するもの		高さ13メートル以上のもの
汚水又は廃水を処理する施設		
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）		
木竹の伐採		木竹の高さが5メートルを超えるとき
屋外における物件の堆積		高さが1.5メートルを超えるとき 面積が100平方メートルを超えるとき 期間が30日を超えるとき
土地の開墾、土石の採取、 鉱物の掘採 その他の土地の形質の変		法面の高さが1.5メートルを超えるとき 長さが10メートルを超えるとき 行為の部分面積が100平方メートルを超えるとき
水面の埋立て又は干拓		法面の高さが1.5メートルを超えるとき 長さが10メートルを超えるとき 面積が100平方メートルを超えるとき

【規則で定める工作物】

- (1) 垣（生垣を除く。）、柵、塀、門、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 煙突又はごみ焼却施設
- (3) アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物（以下「屋外広告物」という。）に該当するものを除く。）
- (4) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
- (5) 彫像その他これに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
- (6) 高架水槽その他給水に関する施設
- (7) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
- (8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント※その他これらに類する製造施設
- (9) 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設
- (10) 汚水又は廃水进行处理する施設
- (11) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）
- (12) その他市長が指定するもの

※ プラント：生産設備。大型機械等。